

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月11日（平成29年（行個）諮問第157号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第149号）

事件名：本人に係る機会均等調停会議に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「機会均等調停会議：特定番号関係書類，資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年6月9日付け静岡個開（決）第29-25号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

雇用主である，特定事業場は，私 労働者が労務に服する過程で生命及び健康を害しないようにする職場環境などに配慮する義務。

また，労働契約に伴い，労働者がその生命，身体等の安全を確保しつつ労働する事が出来るよう，必要な配慮をする義務があるはずである。

今回，事業主はこれら義務を怠ったと言える。

私が，今後，復職するにあたり，このような事業主の雇用環境に戻る事は，生命，身体及び健康を害さない事は，保障できない。

このため，事業主と私が復職するときの，労働者の権利を明確にし，安心，安全に復職するため，事業主の言い分を明確にする必要があるので，審査請求人が要求した，機会均等調停会議：特定番号関係書類，資料一式の全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に対し，原処分において不開示とした情報のうち，下記2（5）に掲げる部分については新たに開示した上で，その余の部分について

ては、法14号2号，3号イ及び7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，審査請求人が申請した調停に係る調停カード及び添付書類である。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）18条に基づく調停について

ア 調停について

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇用環境・均等室」という。）においては，均等法及び同法施行規則に基づき，①労働者や事業主等からの相談業務，②紛争解決の援助業務（均等法17条（紛争解決の援助）及び18条（調停）），③均等法の遵守を求める業務（均等法29条）等を実施している。

このうち，②の均等法18条に基づく調停は，労働者と事業主との間でトラブルが生じた場合，調停委員により構成される機会均等調停会議において，当事者双方の意見を聴取し，双方の意見を尊重しつつ，同法の趣旨に沿って調停案を作成し，当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより，紛争の解決を図るものである。

イ 均等法調停カード及び添付書類について

均等法調停カードは，a基本情報（記載項目：申請人，事項，事件番号，申請から完了までの各手続における年月日，労働者，事業主，各代理人及び補佐人，委員会が出頭を求めた者，労使からの意見聴取，事件の概要，法的判断，調停案の概要，調停の結果），b経緯（記載項目：年月日，対象者，方法，担当者，概要）で構成されている。本件では，これに申請人から提出された調停申請書並びに調停の開始決定，調停会議の開催，打ち切りにかかる通知及び決裁文書，調停議事要旨及び調停会議の内容報告書，労働者（本件請求者である申請人）から提出があった資料，事業主（被申請人）から提出があった資料（以下「事業主提出資料」という。）が添付されている。

(3) 原処分における不開示部分について

原処分においては，以下の事項の一部又は全てを不開示とした。

ア 均等法調停カード

a基本情報のうち「事業主」にかかる「補佐人」欄の氏名，住所，TEL番号の記載，「委員会が出頭を求めた者」欄の氏名，職，住所，TEL番号の記載，「法的判断」欄の記載，b経緯のうち「年

月日」，「対象者」，「方法」，「概要」欄の記載

イ 添付書類

(ア) 申請人から提出された調停申請書並びに調停の開始決定，調停会議の開催，打ち切りにかかる通知及び決裁文書

被申請人あて調停会議開催通知のうち出席を求める担当者の職及び氏名並びに調停会議の開催時間及び場所，被申請人担当者から提出された補佐人許可申請書

(イ) 調停議事要旨及び調停会議の内容報告書

被申請人からの事情聴取を行う調停会議の開催時間，場所，被申請人出席者職・氏名，内容並びに調停会議における申請人及び被申請人からの聴取内容に係る調停委員からの主任調停委員あて報告文書全て

(ウ) 事業主提出資料

全て

(4) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

均等法調停カードのa基本情報の「補佐人」及び「委員会が出頭を求めた者」，添付書類のうち被申請人あて調停会議開催通知及び決裁文書案，被申請人側担当者から提出された補佐人許可申請書には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等，また，他の情報と照合することにより，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており，当該情報は法14条2号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イについて

均等法調停カードのa基本情報の「法的判断」欄には，法違反についての雇用環境・均等室の判断が具体的に記載されている。これらは審査請求人が知り得る情報ではなく，これらを開示した場合，雇用管理に係る内部情報等が明らかとなり，記載内容に不満を抱いた審査請求人等からいわれのない批判を受け，不当な干渉を受けるなど当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

均等法調停カードのa基本情報の「法的判断」欄及びb経緯の「年月日」「対象者」「方法」「概要」欄には，法違反についての雇用環境・均等室の判断，被申請人と雇用環境・均等室とのやり取り及

び調停委員と雇用環境・均等室とのやり取りが記載されている。また、添付書類のうち被申請人あて調停会議開催通知及び決裁文書案には、被申請人からの事情聴取を行う調停会議の開催時間及び場所が記載されている。さらに、添付書類のうち調停会議議事要旨及び調停会議の内容報告書には、被申請人からの事情聴取を行う調停会議の開催時間、被申請人出席者職・氏名、内容及び調停会議における申請人及び被申請人からの聴取内容に係る調停委員からの主任調停委員あての報告が含まれている。おって、被申請人の主張に付随するものとして事業主提出資料が添付されている。

仮に、これらのうち法違反についての雇用環境・均等室の判断、被申請人と雇用環境・均等室のやり取り及び調停会議における被申請人の主張に関する情報が開示されることとなれば、雇用管理に係る内部情報や被申請人の主張等が審査請求人にそのまま明らかになることから、被申請人が調停への参加そのものをちゅうちょしたり、参加しても自らの不利になる申述を意図的に忌避する結果、調停委員が正確な情報を把握した上で適切な判断を行うことが困難となり、関係者の協力を得ながら労使の紛争の解決を目指す紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、仮に、これらのうち調停委員と雇用環境・均等室とのやり取り及び調停委員からの主任調停委員あての報告に関する情報が開示されることとなれば、調停事務の手法等が明らかとなり、紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分

原処分において不開示とした部分のうち、均等法調停カードのb経緯4の対象者及び概要、補佐人許可申請書に記載された審査請求人以外の個人に関する情報を除く部分並びに被申請人あて調停の開催通知（案）、開催通知及び調停会議議事要旨（被申請人からの事情聴取）の調停会議の開催場所については、原処分で開示されている情報から推認できる内容であり、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「雇用主は、私 労働者が労務に服する過程で生命及び健康を害しないようにする職場環境などに配慮する義務。また、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働する事が出来るよう、必要な配慮をする義務

があるはずである。今回、事業主はこれら義務を怠ったと言える。私が、今後、復職するにあたり、このような事業主の雇用環境に戻る事は、生命、身体及び健康を害さない事は、保障できない。このため、事業主と私が復職するときの、労働者の権利を明確にし、安心、安全に復職するため、事業主の言い分を明確にする必要があるので、審査請求人が要求した書類、資料一式の全部開示を請求する」等と主張しているが、上記2(4)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記2(5)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年11月16日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「機会均等調停会議：特定番号関係書類、資料一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙2に掲げる部分について

ア 5頁「年月日」欄及び7頁「概要」欄4行目

当該部分は、調停委員の決定等に係る日付及び調停会議の開催に係る情報であり、これを開示しても、労使紛争の解決を目指す紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 8頁「対象者」欄、「方法」欄及び「概要」欄2行目27文字目ないし3行目並びに38頁4行目及び11行目

当該部分は、いずれも原処分で開示されている部分及び諮問庁が新たに開示する部分から推認できる内容であり、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性について

1頁、2頁の「委員会が出頭を求めた者」欄、33頁及び37頁（「1日時」欄の記載を除く。）並びに38頁（1行目を除く。）の不開示部分は、氏名、住所、電話番号、職及び担当者の印影等であって、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き該当性について

(ア) 4頁、5頁、7頁ないし11頁、33頁及び37頁の「1日時」欄、38頁1行目、55頁ないし57頁並びに59頁ないし61頁の不開示部分

4頁、5頁、7頁ないし11頁の不開示部分には、雇用環境・均等室と調停委員等とのやり取り及びやり取りに係る情報並びに調停内容等に係る情報が、33頁及び37頁には、被申請人からの事情聴取を行う調停会議の開催時間が、38頁には、被申請人からの補佐人申請に係る情報が、55頁ないし57頁には、被申請人からの聴取内容等調停会議議事要旨が、59頁ないし61頁には、調停会議における当事者双方からの聴取内容に係る報告が記載されている。

紛争解決援助制度のうち、均等法 18 条に基づく調停は、弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家である調停委員が、非公開で開催される機会均等調停会議において、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、公平かつ中立的な立場から、均等法の趣旨に沿った調停案を作成し、双方に調停案の受諾を勧告し、紛争の解決を図る制度である。

そのため、当該制度の趣旨等に鑑みると、これらを開示すると、雇用管理情報や被申請人の主張、調停委員の被申請者への対応等が審査請求人に明らかになり、被申請人が申請人の反応を考慮して、調停への参加や自らの不利になる申述を意図的に忌避する等により、均等法に基づき国の機関が行う労使間の紛争の解決を図る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性は否定できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 事業主提出資料

250 頁ないし 271 頁は、被申請人から提出された資料であり、上記 (ア) と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 2 頁の「法的判断」欄

当該部分は、本件調停事案に係る法違反についての雇用環境・均等室の判断が記載されており、上記 (ア) と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙 2 に掲げる部分は、同条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙 1

○均等法調停カード（1 頁ないし1 2 頁）

○添付資料（1 3 頁ないし2 7 1 頁）

- ・ 申請人から提出された調停申請書（1 3 頁及び1 4 頁）
- ・ 調停の開始決定に係る決裁文書等（1 5 頁ないし3 0 頁）
- ・ 調停会議の開催に係る決裁文書等（3 1 頁ないし3 8 頁）
- ・ 打ち切りに係る決裁文書等（3 9 頁ないし4 2 頁）
- ・ 調停議事要旨（申請人）（4 3 頁ないし5 4 頁）
- ・ 調停議事要旨（被申請人）（5 5 頁ないし5 8 頁）
- ・ 調停会議の内容報告書（5 9 頁ないし6 1 頁）
- ・ 審査請求人から提出があった資料（6 2 頁ないし2 4 9 頁）
- ・ 事業主提出資料（2 5 0 頁ないし2 7 1 頁）

※（）内の頁について

理由説明書では頁番号は付番されていないが，当審査会事務局より諮問庁に確認の上，該当ページを記載している。

別紙 2

- ・ 5 頁「年月日」欄
- ・ 7 頁「概要」欄 4 行目
- ・ 8 頁「対象者」欄，「方法」欄及び「概要」欄 2 行目 2 7 文字目ないし 3 行目
- ・ 3 8 頁 4 行目及び 1 1 行目